

飼養等許可の申請手続概要及び各地方環境局等の問い合わせ先

外来生物法では、愛がん（ペット）・観賞の目的で、特定外来生物を飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）することは、原則として禁止されていますが、特定外来生物として規制される前から愛がん（ペット）・観賞目的で飼養等している場合は、令和8年9月1日（火）から6ヶ月以内に申請を行うことにより、許可を受ければ、その個体に限り飼養等続けることができます。

飼養等の許可を受けるためには、特定外来生物ごとに定められている飼養等の基準に見合った施設を用意するなどの準備をしていただき、申請書類を作成した上で、主務大臣に対して申請を行う必要があります。

1. 対象となる方

- ・令和8年9月1日（火）の指定時に、今回新たに特定外来生物となる生物を既に飼養、保管又は運搬している方
- ・令和9年3月1日（月）以降も、許可を得て引き続き飼養等を希望する方

2. 今回新たに特定外来生物に指定される生物

- ・ブルーギル以外のブルーギル属に属する種
- ・ブルーギル属に属する種とブルーギル属に属する他の種の交雑により生じた生物
- ・マーレーコッド
- ・ゴールデンパーチ
- ・オヤニラミ属に属する種のうちオヤニラミ以外の種

3. 留意事項

- ・令和8年9月1日（火）以降、これらの生物の飼養等、輸入、譲渡し等及び放出等は、原則として禁止されます。
- ・指定時に既に飼養等している個体について、令和9年3月1日（月）までの間は、経過措置により許可を受けずに飼養等できます。ただし、同日以降も飼養等を継続する場合は、期限までに申請が必要です。
- ・申請の可否や必要書類は飼養目的・施設の状況等により異なるため、余裕をもって管轄の地方環境局等へ相談してください。

4. 関連情報

- ・手続き及び様式は以下に掲載しています。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/shiyou/tetsudoku.html>

- ・地方環境局等の連絡先は以下をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>